

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第22条第1項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。)第8条の規定に基づき、三菱原子燃料株式会社の加工施設(以下「加工施設」という。)における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって核燃料物質による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ 加工施設の一般構造</p> <p>安全に対する基本方針は、『核燃料加工事業を行うに当たり、安全の確保を最優先に、加工施設を新規規制基準に適合させることはもとより、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、より高い水準の安全性を確保する』とする。</p> <p>安全設計の目的は、公衆及び従事者を核燃料物質の有害な影響から防護することにより、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減することである。</p> <p>安全設計の目的を達成するため、加工施設に以下の安全機能を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨界事故を防止するための臨界防止機能 ・外部被ばくを防止するための遮蔽機能 ・内部被ばくを防止するための閉じ込め機能 ・上記の安全機能を内的事象、外的事象から防護するための機能 ・放射線管理施設等のその他安全機能 <p>これらの安全機能を有するものを「安全機能を有する施設」とする。安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により公衆及び従事者に過度の放射線被ばくを及ぼすおそれのあるものはないため、加工施設には安全上重要な施設はない。</p>	<p>(添付書類五)</p> <p>変更後における加工施設の安全設計に関する説明書</p> <p>イ. 安全設計の基本的考え方</p> <p>安全設計の目的は、公衆、従事者を核燃料物質の有害な影響から防護することであり、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減することである。</p> <p>安全設計の目的を達成するため、以下の安全機能を設ける。これらの安全機能を有するものを「安全機能を有する施設」とし、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、必要な安全機能を発揮することができる設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨界事故を防止するための臨界防止機能 ・外部被ばくを防止するための遮蔽機能 ・内部被ばくを防止するための閉じ込め機能 ・上記の安全機能を内的事象、外的事象から防護するための機能 ・放射線管理施設等のその他安全機能 	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p><u>第2章 保安品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>第1節 保安品質マネジメントシステムの目的、定義及び適用範囲</u></p> <p><u>(保安品質マネジメントシステムの目的)</u></p> <p><u>第4条 三菱原子燃料株式会社は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」(以下「品質管理基準規則解釈」という。)を踏まえて、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力安全を確保することを目的とする。</u></p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第4条の2 用語の定義は、以下に定めるものその他「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則解釈」に従う。</u></p> <p><u>①原子力安全</u></p> <p><u>適切な運転状態を確保すること、事故の発生を防止すること、あるいは事故の影響を緩和することにより、従業員等、公衆及び環境を放射線による過度の危険性から守ることをいう。</u></p> <p><u>②グレード分け</u></p> <p><u>プロセス、加工施設及び調達物品・役務(以下「調達物品等」という。)の原子</u></p>	<p>(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>イ. 目的</p> <p>三菱原子燃料株式会社(以下「当社」という。)は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」(以下「品質管理基準規則解釈」という。)を踏まえて、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保することを目的とする。</p> <p>ロ. 定義</p> <p>用語の定義は、「品質管理基準規則」及び「品質管理基準規則解釈」に従う。</p>	<p>添付書類二</p> <p>変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(二) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る保安品質保証活動</p> <p>社長は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」に基づいて、自らをトップマネジメントとする保安品質保証計画を定め、品質マネジメントシステムの確立、文書化、実施、維持及び継続的改善を実施する。また、社長は、品質保証活動の計画と実施のために、関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の醸成、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を定める。また、社長は、品質マネジメントシステムに基づく活動を展開する管理責任者として、管理総括者を任命する。</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p><u>力安全に対する重要度に応じて、保安活動の実施の程度を明確化し、保安活動を行うことをいう。</u></p> <p><u>③標準書</u> 保安品質マニュアルを受け、管理内容を定めた文書をいう。</p> <p><u>④保安品質マネジメントシステム</u> 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。</p> <p><u>⑤原子力安全のためのリーダーシップ</u> 原子力安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員(保安活動を実施する者をいう。以下同じ。)がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。</p> <p><u>⑥是正処置</u> 不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。「不適合その他の事象」には、結果的に不適合には至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。なお、保安規定及び保安品質マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置を予防処置と称する。</p> <p><u>⑦未然防止処置</u> 原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。なお、保安規定及び保安品質マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、未然防止処置を予防処置と称する。</p> <p><u>⑧予防処置保安規定及び保安品質マニュアルを除く保安品質マネジメントシステムに必要な文書においては、是正処置の内、水平展開を図る処置及び未然防止処置を予防処置と称する。</u></p> <p><u>⑨使用前事業者検査等</u> 使用前事業者検査及び定期事業者検査をいう。</p> <p><u>⑩自主検査等</u> 要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。</p> <p><u>(適用範囲)</u> 第4条の3 保安品質マネジメントシステムは、三菱原子燃料株式会社の加工施設における保安活動に適用する。</p> <p>第2節 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項等 (保安品質マネジメントシステムに係る要求事項)</p> <p>第5条 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p>	<p>ハ. 適用範囲 以下の保安品質マネジメントシステムは、当社の加工施設における保安活動に適用する。</p> <p>ニ. 保安品質マネジメントシステム (イ)保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1)保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p>	<p>管理総括者は、社長が定めた保安品質保証計画に基づき、設計及び工事並びに運転及び保守に係る適切な管理方法を定め、文書化する。</p> <p>また、社長が定めた保安品質方針に基づいて、各部長に保安品質目標を策定させ、それに従い保安活動を実施させる。</p> <p>各部長は、保安品質目標を達成するため保安活動に関する要求事項を明確にし、品質保証活動を実施する。さらに、必要な記録を作成、管理し品質マネジメントシステムの効果的運用を図る。</p> <p>管理総括者は、内部保安監査を計画し、年1回以上実施する。内部保安監査の詳細手順については、管理総括者が、監査の範囲、監査員の選定基準、監査の計画、実施、結果の報告及び記録の作成の手順等を定め、監査対象部門以外の監査員に内部保安監査を実施させ、その結果を社長へ報告する。</p> <p>核燃料取扱主任者は、保安を監督する立場から、保安上必要な場合は、社長及び管理総括者に対し意見具申の上、各部課長等への助言、従業員等の指示及びその他保安監督上の活動を行う。</p> <p>社長は、年1回以上マネジメントレビュー会議を開催し、品質マネジメントシステムが継続的に適切、妥当かつ有効であることを確実にする。品質マネジメントレビュー会議は、保安品質目標、内部保安監査計画・結果、プロセスの実施状況等をインプットとし、アウトプットには、品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善、業務の計画及び実施に係わる改善並びに資源の必要性に関する決定及び処置すべてが含まれる。</p> <p>なお、不適合が発生した場合は、不適合の原因を明確にし、原因を除去する等の処置を実施する。</p>	

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>2. <u>保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u> <u>(1)加工施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</u> <u>(2)加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u> <u>(3) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</u></p> <p>3. <u>保安に係る組織は、関係法令を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「保安品質マネジメント文書」という。)に明記する。</u></p> <p>4. <u>保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。</u> <u>(1)プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定める。</u> <u>(2)プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確に定める。</u> <u>(3)プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。</u> <u>(4)プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)</u> <u>(5)プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u> <u>(6)プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。</u> <u>(7)プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</u> <u>(8)原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と原子力安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>5. <u>保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態となることを目指す。</u> <u>(1)原子力安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u></p>	<p>(2)保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a)加工施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度 b)加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ c)機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3)保安に係る組織は、自らの加工施設に適用される関係法令(以下単に「関係法令」という。)を明確に認識し、品質管理基準規則に規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「保安品質マネジメント文書」という。)に明記する。</p> <p>(4)保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を実施する。 a)プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定める。 b)プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確に定める。 c)プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に係る組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。 d)プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。) e)プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。 f)プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。 g)プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。 h)原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5)保安に係る組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態となることを目指す。 a)原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>る。</p> <p><u>(2)風通しの良い組織文化が形成されている。</u></p> <p><u>(3)要員が、自らが行う原子力安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></p> <p><u>(4)全ての活動において、原子力安全を考慮した意思決定が行われている。</u></p> <p><u>(5)要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力安全に対する自己満足を戒めている。</u></p> <p><u>(6)原子力安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u></p> <p><u>(7)安全文化に関する内部保安監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u></p> <p><u>(8)原子力安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></p> <p><u>6. 保安に係る組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</u></p> <p><u>7. 保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p><u>(保安品質マネジメントシステムの文書化)</u></p> <p><u>第5条の2 保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</u></p> <p><u>(1)保安品質方針及び保安品質目標</u></p> <p><u>(2)保安品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「保安品質マニュアル」という。)</u></p> <p><u>(3)実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書(標準書を含む。)</u></p> <p><u>(4)手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</u></p> <p><u>保安品質マネジメントシステムに係る文書の階層を第5図に示す。</u></p> <p><u>また、第8条に定める標準書と保安規定の条項の関係を別表第1に示す。</u></p> <p><u>(保安品質マニュアル)</u></p> <p><u>第5条の3 社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」として、「保安品質保証計画書」を制定し、維持させる。</u></p> <p><u>(1)保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</u></p> <p><u>(2)保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</u></p> <p><u>(3)保安品質マネジメントシステムの適用範囲</u></p> <p><u>(4)保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</u></p> <p><u>(5)プロセスの相互の関係</u></p> <p><u>(文書の管理)</u></p> <p><u>第5条の4 保安に係る組織は、次の事項を含む「保安文書管理標準」に基</u></p>	<p>b)風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c)要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d)全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e)要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f)原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g)安全文化に関する内部保安監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h)原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6)保安に係る組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7)保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>(ロ)保安品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。</p> <p>a)保安品質方針及び保安品質目標</p> <p>b)保安品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「保安品質マニュアル」という。)</p> <p>c)実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書(標準書を含む。)</p> <p>d)手順書、指示書、図面等(以下「手順書等」という。)</p> <p>(ハ)保安品質マニュアル</p> <p>社長は、次に掲げる事項を含む「保安品質マニュアル」を制定し、維持させる。</p> <p>a)保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b)保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項</p> <p>c)保安品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d)保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>e)プロセスの相互の関係</p> <p>(ニ)文書の管理</p> <p>(1)保安に係る組織は、次の事項を含む標準書に基づき、保安品質マネジメント</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p><u>づき、保安品質マネジメント文書を管理する。</u></p> <p><u>(1)組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</u></p> <p><u>(2)文書の組織外への流出等の防止</u></p> <p><u>(3)保安品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</u></p> <p><u>2. 管理総括者は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安品質マネジメント文書を、利用できるよう、保安品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「保安文書管理標準」を作成する。</u></p> <p><u>(1)保安品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</u></p> <p><u>(2)保安品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</u></p> <p><u>(3)上記第1項、第2項の審査及び第2項の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。</u></p> <p><u>(4)保安品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</u></p> <p><u>(5)改訂のあった保安品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</u></p> <p><u>(6)保安品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。</u></p> <p><u>(7)組織の外部で作成された保安品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</u></p> <p><u>(8)廃止した保安品質マネジメント文書が使用されることを防止する。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</u></p> <p><u>(記録の管理)</u></p> <p><u>第5条の5 保安に係る組織は、「保安記録管理標準」に基づき、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</u></p> <p><u>2. 管理総括者は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた「保安記録管理標準」を定める。</u></p> <p><u>第3節 経営責任者等の責任</u></p> <p><u>(経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ)</u></p> <p><u>第6条 社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って</u></p>	<p>文書を管理する。</p> <p>a)組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止</p> <p>b)文書の組織外への流出等の防止</p> <p>c)保安品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2)保安に係る組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安品質マネジメント文書を、利用できるよう、保安品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた標準書を作成する。</p> <p>a)保安品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認する。</p> <p>b)保安品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する。</p> <p>c)上記 a)、b)の審査及び b)の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。</p> <p>d)保安品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにする。</p> <p>e)改訂のあった保安品質マネジメント文書を利用する場合においては、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保する。</p> <p>f)保安品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。</p> <p>g)組織の外部で作成された保安品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</p> <p>h)廃止した保安品質マネジメント文書が使用されることを防止する。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</p> <p>(ホ)記録の管理</p> <p>(1)保安に係る組織は、標準書に基づき、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた標準書を定める。</p> <p>ホ. 経営責任者等の責任</p> <p>(イ)経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ</p> <p>社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持して</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p><u>保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</u></p> <p><u>(1)保安品質方針を設定する。</u></p> <p><u>(2)保安品質目標が設定されることを確実にする。</u></p> <p><u>(3)要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。</u></p> <p><u>(4)マネジメントレビュー会議を実施する。</u></p> <p><u>(5)資源が利用できる体制を確保する。</u></p> <p><u>(6)関係法令を遵守することその他原子力安全を確保することの重要性を要員に周知する。</u></p> <p><u>(7)保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</u></p> <p><u>(8)全ての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p><u>(原子力安全の確保の重視)</u></p> <p><u>第6条の2 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</u></p> <p><u>(保安品質方針)</u></p> <p><u>第6条の3 社長は、関係法令及び保安規定の遵守、健全な安全文化の育成及び維持(健全な安全文化の育成及び維持に関し、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。)、原子力安全の重要性を含めた保安品質方針を次に掲げる事項に適合させる。</u></p> <p><u>(1)組織の目的及び状況に対して適切である(三菱原子燃料株式会社の安全最優先とする企業理念及び行動指針と整合的なものであることを含む。)</u></p> <p><u>(2)要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与する。</u></p> <p><u>(3)保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなる。</u></p> <p><u>(4)要員に周知され、理解されている。</u></p> <p><u>(5)保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。</u></p> <p><u>(保安品質目標)</u></p> <p><u>第6条の4 社長は、管理総括者に、保安品質目標(関係法令及び保安規定の遵守、安全文化の育成及び維持に関すること、個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)を設定させる。なお、保安品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</u></p> <p><u>(1)各部課長に、保安品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む保安品質方針に基づく保安品質目標を作成させ、文書化させること。</u></p>	<p>いることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。</p> <p>a)保安品質方針を設定する。</p> <p>b)保安品質目標が設定されることを確実にする。</p> <p>c)要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。</p> <p>d)マネジメントレビュー会議を実施する。</p> <p>e)資源が利用できる体制を確保する。</p> <p>f)関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。</p> <p>g)保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。</p> <p>h)全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</p> <p>(ロ)原子力の安全の確保の重視</p> <p>社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>(ハ)保安品質方針</p> <p>社長は、保安品質方針(健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。)を次に掲げる事項に適合させる。</p> <p>a)組織の目的及び状況に対して適切である(組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。)</p> <p>b)要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与する。</p> <p>c)保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなる。</p> <p>d)要員に周知され、理解されている。</p> <p>e)保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。</p> <p>(二)保安品質目標</p> <p>(1)社長は、保安に係る組織内のしかるべき部門において、保安品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)を設定させる。なお、保安品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>・実施事項 ・必要な資源 ・責任者 ・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法</p> <p><u>(2)保安品質目標を、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合させること。</u> <u>2. 管理総括者は、保安品質目標について各部課長に実施させる。</u> (保安品質マネジメントシステムの計画) <u>第6条の5 社長は、保安品質マネジメントシステムが第5条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画を策定させる。</u></p> <p><u>2. 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更(プロセス及び組織等の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))を含む。)が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムを不備のない状態に維持させる。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</u> <u>(1)保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</u> <u>(2)保安品質マネジメントシステムの実効性の維持</u> <u>(3)資源の利用可能性</u> <u>(4)責任及び権限の割当て</u> (責任及び権限) <u>第6条の6 社長は、保安活動に関する組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任及び権限を第17条及び第19条のとおり定め、社内通知で周知する。</u> <u>2. 社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</u> (保安品質マネジメントシステム管理責任者) <u>第6条の7 社長は、保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者として管理総括者を任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。</u> <u>(1)プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</u> <u>(2)保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。</u> <u>(3)健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。</u></p>	<p>・実施事項の完了時期 ・結果の評価方法</p> <p>(2)社長は、保安品質目標を、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合させる。</p> <p>(ホ)保安品質マネジメントシステムの計画 (1)社長は、保安品質マネジメントシステムが「二.(イ)保安品質マネジメントシステムに係る要求事項」の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画を策定させる。 (2)社長は、保安品質マネジメントシステムの変更(プロセス及び組織等の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。))が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムを不備のない状態に維持させる。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a)保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果(当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。) b)保安品質マネジメントシステムの実効性の維持 c)資源の利用可能性 d)責任及び権限の割当て (ヘ)責任及び権限 社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>(ト)保安品質マネジメントシステム管理責任者 社長は、保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者として管理総括者を任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。 a)プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 b)保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告する。 c)健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力安全の確保についての認識が向上するようにする。</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p><u>(4)関係法令を遵守する。</u> <u>(管理者)</u> <u>第6条の8 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。</u> <u>(1)個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</u> <u>(2)要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</u> <u>(3)個別業務の実施状況に関する評価を行う。</u> <u>(4)健全な安全文化を育成し、及び維持する。</u> <u>(5)関係法令を遵守する。</u> <u>2. 管理者は、第1項の責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</u> <u>(1)保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</u> <u>(2)要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。</u> <u>(3)原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</u> <u>(4)常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</u> <u>(5)要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</u> <u>3. 管理者は、「自主評価標準」に基づき、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。</u> <u>(組織の内部の情報の伝達)</u> <u>第6条の9 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</u> <u>(マネジメントレビュー)</u> <u>第6条の10 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。</u> <u>(マネジメントレビューに用いる情報)</u> <u>第6条の11 管理総括者は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</u> <u>(1)内部保安監査の計画・結果</u></p>	<p>d)関係法令を遵守する。 (チ)管理者 (1)社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者(以下「管理者」という。)に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。 a)個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。 b)要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。 c)個別業務の実施状況に関する評価を行う。 d)健全な安全文化を育成し、及び維持する。 e)関係法令を遵守する。 (2)管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 a)保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。 b)要員が、原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにする。 c)原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。 d)常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。 e)要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。 (3)管理者は、管理監督する業務に関する自己評価(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。 (リ)組織の内部の情報の伝達 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 (ヌ)マネジメントレビュー 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。 (ル)マネジメントレビューに用いる情報 保安に係る組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。 a)内部保安監査の結果</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>(2)組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。))の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)</p> <p>(3)プロセスの運用状況</p> <p>(4)使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果</p> <p>(5)保安品質目標の達成状況</p> <p>(6)健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部保安監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>(7)関係法令の遵守状況</p> <p>(8)不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))並びに発生した不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>(9)従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10)保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11)部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>(12)資源の妥当性</p> <p>(13)保安活動の改善のために講じた措置(保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性</p> <p>(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)</p> <p>第6条の12 社長は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>(1)保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>(2)個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>(3)保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>(4)健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</p> <p>(5)関係法令の遵守に関する改善</p> <p>2. 安全・品質保証部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>3. 安全・品質保証部長は、第1項の決定をした事項について、必要な措置を講じさせる。</p>	<p>b)組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。))の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)</p> <p>c)プロセスの運用状況</p> <p>d)使用前事業者検査及び定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)並びに自主検査等の結果</p> <p>e)保安品質目標の達成状況</p> <p>f)健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部保安監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>g)関係法令の遵守状況</p> <p>h)不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>i)従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>j)保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>k)部門又は要員からの改善のための提案</p> <p>l)資源の妥当性</p> <p>m)保安活動の改善のために講じた措置(保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性</p> <p>(マ)マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1)社長は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a)保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>b)個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c)保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d)健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</p> <p>e)関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2)保安に係る組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3)保安に係る組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講ずる。</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p><u>第4節 資源の管理</u> <u>(資源の確保)</u> <u>第7条 管理総括者は、原子力安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を「保安教育・訓練標準」、「施設管理標準」及び「放射線管理標準」に定め、これを確保し、及び管理する。</u> <u>(1)要員</u> <u>(2)個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系</u> <u>(3)作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)</u> <u>(4)その他必要な資源</u> <u>(要員の力量の確保及び教育訓練)</u> <u>第7条の2 各課長は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。</u> <u>2. 各課長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</u> <u>(1)要員にどのような力量が必要かを明確に定める。</u> <u>(2)要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずる。</u> <u>(3)上記第2号の措置の実効性を評価する。</u> <u>(4)要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。</u> <u>1)保安品質目標の達成に向けた自らの貢献</u> <u>2)保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u> <u>3)原子力安全に対する当該個別業務の重要性</u> <u>(5)要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u> <u>第5節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</u> <u>(個別業務に必要なプロセスの計画)</u> <u>第8条 管理総括者は、個別業務に必要なプロセスについて、加工施設の操作、放射線管理、施設管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物管理、非常時の措置、設計想定事象に係る初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動(以下「火災防護活動」という。)及び火山活動(降灰)・その他の自然現象発生時における加工施設の保全のための活動(以下「自然災害等発生時の保全活動」という。)、重大事故に至るおそれがある事故(設計基準事故を除く)・大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動(以下「重大事故に至るおそれがある事故・大規模</u></p>	<p>へ. 資源の管理 (イ)資源の確保 保安に係る組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を標準書に定め、これを確保し、及び管理する。 a)要員 b)個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系 c)作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。) d)その他必要な資源 (ロ)要員の力量の確保及び教育訓練 (1)保安に係る組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。 (2)保安に係る組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。 a)要員にどのような力量が必要かを明確に定める。 b)要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずる。 c) b)の措置の実効性を評価する。 d)要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにする。 ① 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献 ② 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 ③原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e)要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。 ト. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (イ)個別業務に必要なプロセスの計画 (1)保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>損壊発生時の保全活動」という。)及び六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置に関する計画・実施・評価・改善を業務の計画として標準書を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。</p> <p>2. 管理総括者は、第1項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。この整合性には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。</p> <p>3. 管理総括者は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を標準書に定める。この個別業務計画の策定又は変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。</p> <p>(1)個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>(2)機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>(3)機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源</p> <p>(4)使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)</p> <p>(5)個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>4. 管理総括者は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)</p> <p>第8条の2 管理総括者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として「保安文書管理標準」に定める。</p> <p>(1)組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2)関係法令</p> <p>(3)上記第1号及び第2号のほか、原子力事業者等が必要とする要求事項(個別業務等要求事項の審査)</p> <p>第8条の3 管理総括者は、標準書の適切な管理に関する標準書を定める。この標準書には、次の事項及び核燃料取扱主任者の確認、安全衛生委員会の審議を受ける手順を含める。</p> <p>2. 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、機器等の使用又は個別業務の実施を定めた標準書について、安全衛生委員会に諮問する。</p>	<p>(2)保安に係る組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。この整合性には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。</p> <p>(3)保安に係る組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を標準書に定める。この個別業務計画の策定又は変更には、プロセス及び組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。)を含む。</p> <p>a)個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果</p> <p>b)機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>c)機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安品質マネジメント文書及び資源</p> <p>d)使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「合否判定基準」という。)</p> <p>e)個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>(4)保安に係る組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。</p> <p>(ロ)個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>保安に係る組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として標準書に定める。</p> <p>a)組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項</p> <p>b)関係法令</p> <p>c)上記 a)及び b)のほか、原子力事業者等が必要とする要求事項</p> <p>(ハ)個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1)保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、上記(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>3. 各部長等は、第2項の安全衛生委員会に諮問するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1)当該個別業務等要求事項が定められている。</p> <p>(2)当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されている。</p> <p>(3)組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。</p> <p>4. 担当部長は、第2項の審議の結果の記録及び当該審議の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>5. 各部課長は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>6. 管理総括者及び各部課長は、標準書を受けて保安活動の個々の業務を実施するために必要な3次文書を定める。</p> <p>(組織の外部の者との情報の伝達等)第8条の4 管理総括者は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を「監視、測定、データ分析及び評価標準」及び「保安社外報告標準」に定め、これを実施する。これには、組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法、予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法、原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法及び原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法を含む。</p> <p>(設計・開発計画)</p> <p>第9条 管理総括者は、次の事項を含む設計・開発(専ら原子力施設において用いるための設計・開発に限る。)の計画(以下「設計・開発計画」という。)を「設計・開発管理標準」に定めるとともに設計・開発を管理させる。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。この場合において、原子力安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。また、設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。</p> <p>(1)担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更が該当するかどうかを判断する。</p> <p>(2)担当課長は、第1号において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第9条の2から第9条の7に従って実施する。</p> <p>1)保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能及び性能に関する要求事項</p> <p>2)「加工施設の技術基準に関する規則」の規定及び事業(変更)許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p>	<p>a)当該個別業務等要求事項が定められている。</p> <p>b)当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されている。</p> <p>c)保安に係る組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。</p> <p>(3)保安に係る組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4)保安に係る組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>(二)組織の外部の者との情報の伝達等保安に係る組織は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を標準書に定め、これを実施する。これには、組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法、予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法、原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法及び原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法を含む。</p> <p>(ホ)設計・開発計画</p> <p>(1)保安に係る組織は、設計・開発(専ら原子力施設において用いるための設計・開発に限る。)の計画(以下「設計・開発計画」という。)を標準書に定めるとともに設計・開発を管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。また、設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>3)適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>4)設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(3)上記第2号における設計には、第63条の2に定める工事管理及び第64条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>(4) 操作員の誤操作を防止するため、下記事項を踏まえた設計・開発を行うこと。</p> <p>1)安全機能を有する施設の運転及び保守における誤操作を防止するため、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設置する場合は、必要に応じて操作員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮した設計とする。</p> <p>2)安全機能を有する施設の前号の装置に対して、操作員による誤操作を防止するため、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにする。また、表示装置は、必要に応じて色で識別できる設計とする。</p> <p>2. 管理総括者は、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1)設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>(2)設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>(3)設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>(4)設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>3. 担当課長は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>4. 管理総括者は、第1項の規定により策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>(設計・開発に用いる情報)</p> <p>第9条の2 担当課長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(1)機能及び性能に係る要求事項</p> <p>(2)従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>(3)関係法令</p> <p>(4)その他設計・開発に必要な要求事項</p> <p>2. 担当課長は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>	<p>(2)保安に係る組織は、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a)設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>b)設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c)設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d)設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3)保安に係る組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4)保安に係る組織は、(1)の規定により策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>(へ)設計・開発に用いる情報</p> <p>(1)保安に係る組織は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a)機能及び性能に係る要求事項</p> <p>b)従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c)関係法令</p> <p>d)その他設計・開発に必要な要求事項</p> <p>(2)保安に係る組織は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>(設計・開発の結果に係る情報)</p> <p><u>第9条の3 担当課長は、設計・開発のアウトプットを、設計・開発へのインプットと対比して検証することができる形式により管理する。</u></p> <p><u>2. 担当課長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発からのアウトプットを承認する。</u></p> <p><u>3. 担当課長は、設計・開発のアウトプットを、次に掲げる事項に適合するものとする。</u></p> <p><u>(1)設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合させる。</u></p> <p><u>(2)調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供する。</u></p> <p><u>(3)合否判定基準を含む。</u></p> <p><u>(4)機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。</u></p> <p>(設計・開発レビュー)</p> <p><u>第9条の4 担当課長は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計・開発レビュー」という。)を実施する。</u></p> <p><u>(1)設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。</u></p> <p><u>(2)設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。</u></p> <p><u>2. 担当課長は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。</u></p> <p><u>3. 担当課長は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(設計・開発の検証)</p> <p><u>第9条の5 担当課長は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する(設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。)</u></p> <p><u>2. 担当課長は、第1項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>3. 担当課長は、当該設計・開発を行った要員に第1項の検証をさせない。</u></p> <p>(設計・開発の妥当性確認)</p> <p><u>第9条の6 担当課長は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認(以下「設計・開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当性確認を行うことを含む。)</u></p>	<p>(ト)設計・開発の結果に係る情報</p> <p>(1)保安に係る組織は、設計・開発のアウトプットを、設計・開発へのインプットと対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発からのアウトプットを承認する。</p> <p>(3)保安に係る組織は、設計・開発のアウトプットを、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a)設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合させる。</p> <p>b)調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供する。</p> <p>c)合否判定基準を含む。</p> <p>d)機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。</p> <p>(チ)設計・開発レビュー</p> <p>(1)保安に係る組織は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計・開発レビュー」という。)を実施する。</p> <p>a)設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。</p> <p>b)設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。</p> <p>(3)保安に係る組織は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(リ)設計・開発の検証</p> <p>(1)保安に係る組織は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する(設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。)</p> <p>(2)保安に係る組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3)保安に係る組織は、当該設計・開発を行った要員に(1)の検証をさせない。</p> <p>(ヌ)設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1)保安に係る組織は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認(以下「設計・開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当性確認を行うことを含む。)</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p><u>2. 担当課長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。</u></p> <p><u>3. 担当課長は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(設計・開発の変更の管理)</u></p> <p><u>第9条の7 担当課長は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>2. 担当課長は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</u></p> <p><u>3. 担当課長は、第2項の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。</u></p> <p><u>4. 担当課長は、第2項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>(調達プロセス)</u></p> <p><u>第10条 各課長は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合することを確実にする。</u></p> <p><u>2. 管理総括者は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)を「保安調達管理標準」に定める。この場合において、一般産業用工業品については、次の第3項の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</u></p> <p><u>3. 各課長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、安全・品質保証課長は調達先を認定する。</u></p> <p><u>4. 安全・品質保証課長は、調達物品等の供給者の評価及び調達先の認定に係る判定基準を定める。</u></p> <p><u>5. 安全・品質保証課長は、第3項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p><u>6. 各課長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</u></p>	<p>(2)保安に係る組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3)保安に係る組織は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ル)設計・開発の変更の管理</p> <p>(1)保安に係る組織は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。</p> <p>(3)保安に係る組織は、(2)の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。</p> <p>(4)保安に係る組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ワ)調達プロセス</p> <p>(1)保安に係る組織は、調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合することを確実にする。</p> <p>(2)保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。)を標準書に定める。この場合において、一般産業用工業品については、次の(3)の評価に必要な情報を調達物品等の供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</p> <p>(3)保安に係る組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</p> <p>(4)保安に係る組織は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。</p> <p>(5)保安に係る組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6)保安に係る組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(加工施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p><u>(調達物品等要求事項)</u> <u>第 10 条の 2 各課長は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</u> <u>(1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項</u> <u>(2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u> <u>(3) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</u> <u>(4) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)及び処理に係る要求事項</u> <u>(5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項</u> <u>(6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u> <u>(7) その他調達物品等に関し必要な要求事項</u> <u>2. 各課長は、調達物品等要求事項として、保安に係る組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを含める。</u> <u>3. 各課長は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</u> <u>4. 各課長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u> <u>(調達物品等の検証)</u> <u>第 10 条の 3 各課長は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</u> <u>2. 各課長は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</u> <u>(個別業務の管理)</u> <u>第 11 条 各課長は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。</u> <u>(1) 加工施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にある。</u> <u>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。</u> <u>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用している。</u> <u>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。</u></p>	<p>(7)調達物品等要求事項 (1)保安に係る組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。 a)調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項 b)調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c)調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項 d)調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)及び処理に係る要求事項 e)調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項 f)一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項 g)その他調達物品等に関し必要な要求事項 (2)保安に係る組織は、調達物品等要求事項として、保安に係る組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを含める。 (3)保安に係る組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。 (4)保安に係る組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。 (カ)調達物品等の検証 (1)保安に係る組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。 (2)保安に係る組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。 (ヨ)個別業務の管理 保安に係る組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。 a)加工施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にある。 b)手順書等が必要な時に利用できる体制にある。 c)当該個別業務に見合う設備を使用している。 d)監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>(5)第12条の4に基づき監視測定を実施している。</p> <p>(6)本規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。</p> <p>(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)</p> <p>第11条の2 各課長は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。</p> <p>2. 各課長は、第1項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、第1項の妥当性確認によって実証する。</p> <p>3. 各課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>4. 各課長は、第1項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。</p> <p>(1)当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>(2)妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>(3)妥当性確認の方法(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)</p> <p>(識別管理及びトレーサビリティの確保)</p> <p>第11条の3 各課長は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>2. 各課長は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>(組織の外部の者の物品)第11条の4 各課長は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(調達物品の管理)</p> <p>第11条の5 各課長は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。</p> <p>(監視測定のための設備の管理)</p> <p>第11条の6 管理総括者は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を「施設管理標準」に定める。</p> <p>2. 担当課長は、第1項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p>	<p>e)チ. (二)「プロセスの監視測定」に基づき監視測定を実施している。</p> <p>f)本規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。</p> <p>(タ)個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1)保安に係る組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2)保安に係る組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3)保安に係る組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4)保安に係る組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。</p> <p>a)当該プロセスの審査及び承認のための判定基準</p> <p>b)妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法</p> <p>c)妥当性確認の方法(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)</p> <p>(レ)識別管理</p> <p>保安に係る組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(ソ)トレーサビリティの確保</p> <p>保安に係る組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>(ツ)組織の外部の者の物品保安に係る組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(ネ)調達物品の管理</p> <p>保安に係る組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)する。</p> <p>(ナ)監視測定のための設備の管理</p> <p>(1)保安に係る組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を標準書に定める。</p> <p>(2)保安に係る組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>3. 担当課長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>(1)あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされている。</p> <p>(2)校正の状態が明確になるよう、識別されている。</p> <p>(3)所要の調整がなされている。</p> <p>(4)監視測定の結果を無効とする操作から保護されている。</p> <p>(5)取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。</p> <p>4. 担当課長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>5. 担当課長は、第4項の場合において、当該監視測定のための設備及び第4項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講ずる。</p> <p>6. 担当課長は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 担当課長は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>第6節 評価及び改善 (監視測定、分析、評価及び改善)</p> <p>第12条 管理総括者は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定め、計画し、実施させる。</p> <p>2. 管理総括者は、要員が監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制を構築する。</p> <p>(組織の外部の者の意見)</p> <p>第12条の2 管理総括者は、第2項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定める。</p> <p>2. 担当課長は、監視測定の一環として、原子力安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(内部保安監査)</p> <p>第12条の3 管理総括者は、内部保安監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を「内部保安監査標準」に定める。</p> <p>2. 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、年1回以上、資格認定した監査員の中から監査対象部門以外の者を監査員に選任し、監査させる。</p>	<p>(3)保安に係る組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a)あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされている。</p> <p>b)校正の状態が明確になるよう、識別されている。</p> <p>c)所要の調整がなされている。</p> <p>d)監視測定の結果を無効とする操作から保護されている。</p> <p>e)取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。</p> <p>(4)保安に係る組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。</p> <p>(5)保安に係る組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講ずる。</p> <p>(6)保安に係る組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(7)保安に係る組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p> <p>チ. 評価及び改善 (イ)監視測定、分析、評価及び改善</p> <p>(1)保安に係る組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を標準書に定め、計画し、実施する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、要員が監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制を構築する。</p> <p>(ロ)組織の外部の者の意見</p> <p>(1)保安に係る組織は、監視測定の一環として、原子力安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を標準書に定める。</p> <p>(ハ)内部保安監査</p> <p>(1)保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部保安監査を実施する。</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>(1)保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(2)実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>3. 管理総括者は、内部保安監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部保安監査の対象を選定し、かつ、内部保安監査の実施に関する計画(以下「内部保安監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部保安監査の実効性を維持する。</p> <p>4. 管理総括者は、内部保安監査を行う要員(以下「内部保安監査員」という。)の選定及び内部保安監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>5. 管理総括者は、内部保安監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部保安監査をさせない。</p> <p>6. 管理総括者は、内部保安監査実施計画の策定及び実施並びに内部保安監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限(必要に応じ、内部保安監査員又は内部保安監査を実施した部門が内部保安監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)並びに内部保安監査に係る要求事項を「内部保安監査標準」に定める。</p> <p>7. 安全・品質保証課長は、内部保安監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部保安監査結果を通知する。</p> <p>8. 安全・品質保証課長は、不適合が発見された場合には、第7項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>9. 安全・品質保証課長は、監査時に検出された改善を要する事項に関して担当課長が実施した改善内容を確認し、その結果を管理総括者及び安全衛生委員会に報告する。</p> <p>(プロセスの監視測定)</p> <p>第12条の4 担当課長は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。監視測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、監視測定の方法には、監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。</p> <p>2. 担当課長は、第1項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、第5条第4項(3)に掲げる保安活動指標を用いる。</p> <p>3. 担当課長は、第1項の監視測定の方法により、プロセスが第6条の5 保安品質マネジメントシステムの計画及び第8条 個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>4. 担当部課長は、第1項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a)保安品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b)実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2)保安に係る組織は、内部保安監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3)保安に係る組織は、内部保安監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下単に「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部保安監査の対象を選定し、かつ、内部保安監査の実施に関する計画(以下「内部保安監査実施計画」という。)を策定し、及び実施することにより、内部保安監査の実効性を維持する。</p> <p>(4)保安に係る組織は、内部保安監査を行う要員(以下「内部保安監査員」という。)の選定及び内部保安監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5)保安に係る組織は、内部保安監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部保安監査をさせない。</p> <p>(6)保安に係る組織は、内部保安監査実施計画の策定及び実施並びに内部保安監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限(必要に応じ、内部保安監査員又は内部保安監査を実施した部門が内部保安監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)並びに内部保安監査に係る要求事項を標準書に定める。</p> <p>(7)保安に係る組織は、内部保安監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部保安監査結果を通知する。</p> <p>(8)保安に係る組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>(二)プロセスの監視測定</p> <p>(1)保安に係る組織は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。監視測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。また、監視測定の方法には、監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。</p> <p>(2)保安に係る組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、ニ。(イ)(4)c)に掲げる保安活動指標を用いる。</p> <p>(3)保安に係る組織は、(1)の監視測定の方法により、プロセスがホ。(ホ)保安品質マネジメントシステムの計画及びヘ。(イ)個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4)保安に係る組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>5. 担当課長は、第6条の5及び第8条に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講ずる。</p> <p>(機器等の検査等)</p> <p>第12条の5 担当課長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>2. 担当課長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。</p> <p>3. 担当課長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>4. 担当課長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>5. 担当課長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> <p>6. 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替える。</p> <p>(不適合の管理)</p> <p>第13条 管理総括者は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理するため、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告すること及び不適合が発生した場合の公開基準並びに公開に関し必要な事項を含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を「保安不適合管理標準」に定める。</p> <p>2. 各課長は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>(1) 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</p> <p>(2) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う(以下「特別採用」という。)</p> <p>(3) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</p>	<p>(5)保安に係る組織は、ホ.(ホ)保安品質マネジメントシステムの計画及びへ。(イ)個別業務に必要なプロセスの計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講ずる。</p> <p>(ホ)機器等の検査等</p> <p>(1)保安に係る組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。</p> <p>(3)保安に係る組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4)保安に係る組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5)保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> <p>(6) (5)の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p> <p>(へ)不適合の管理</p> <p>(1)保安に係る組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を標準書に定める。</p> <p>(3)保安に係る組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a)発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</p> <p>b)不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う(以下「特別採用」という。)</p> <p>c)機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>(4)機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</p> <p>(5)不適合の処理の結果を所属部長、安全・品質保証部長及び管理総括者に報告する。</p> <p>3. 各課長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>4. 各課長は、発見された不適合を除去するための措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>5. 安全・品質保証部長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、第1項に定められた標準書に従い、不適合の内容を公開する。</p> <p>(データの分析及び評価)第14条 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善(保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を「監視、測定、データ分析及び評価標準」に定め、収集し、及び分析させる。</p> <p>2. 各部長は、第1項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を提供する。</p> <p>(1)組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>(2)個別業務等要求事項への適合性</p> <p>(3)機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)</p> <p>(4)調達物品等の供給者の供給能力(継続的な改善)</p> <p>第15条 管理総括者は、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、保安品質方針及び保安品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部保安監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を標準書に定めるとともに、当該改善の実施その他の措置を講じさせる。</p> <p>(是正処置等)</p> <p>第15条の2 管理総括者は、第2項に掲げる事項について、「保安是正・予防処置標準」に定める。この標準書には、保安の向上に資するために必要な以下の技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を含める。</p> <p>(1)調達製品の保安に係る技術情報</p> <p>(2)是正処置及び未然防止処置から得られた第62条から第66条の施設管理における保安に関する技術情報</p>	<p>d)機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</p> <p>(4)保安に係る組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置(特別採用を含む。)に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(5)保安に係る組織は、発見された不適合を除去するための措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(ト)データの分析及び評価(1)保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善(保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。)の必要性を評価するために、適切なデータ(監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を標準書に定め、収集し、及び分析する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a)組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見</p> <p>b)個別業務等要求事項への適合性</p> <p>c)機器等及びプロセスの特性及び傾向(是正処置を行う端緒となるものを含む。)</p> <p>d)調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>(チ)継続的な改善</p> <p>保安に係る組織は、保安品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、保安品質方針及び保安品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部保安監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を標準書に定めるとともに、当該改善の実施その他の措置を講ずる。</p> <p>(リ)是正処置等</p> <p>(1)保安に係る組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講ずる。</p>		

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p><u>2. 各課長は、個々の不適合その他の事象が原子力安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講ずる。</u> <u>(1) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。</u> <u>1) 不適合その他の事象の分析(情報の収集及び整理、技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)</u> <u>2) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</u> <u>(2) 必要な是正処置を明確にし、実施する。</u> <u>(3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</u> <u>(4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。</u> <u>(5) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更する。</u> <u>(6) 原子力安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。</u> <u>(7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</u> <u>(8) 是正処置結果を担当部長及び管理総括者に報告する。</u> (第15条の2第1項) <u>3. 安全・品質保証課長は、「自主評価標準」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。</u> (未然防止処置) <u>第15条の3 管理総括者は、第2項に掲げる事項について、「保安是正・予防処置標準」に定める。</u> <u>2. 各課長は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(他のウラン加工事業者から提供された技術情報及び他のウラン加工事業者が公開した不適合情報を含む。)について、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講ずる。</u> <u>(1) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。</u> <u>(2) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</u> <u>(3) 必要な未然防止処置について明確にし、実施する。</u> <u>(4) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。</u></p>	<p>a) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行う。 ① 不適合その他の事象の分析(情報の収集及び整理、技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。) ② 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。 c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。 d) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更する。 e) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更する。 f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。 g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。 (2) 保安に係る組織は、(1)に掲げる事項について、標準書に定める。 (3) 保安に係る組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講ずる。 (又)未然防止処置 (1) 保安に係る組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講ずる。 a) 起こり得る不適合及びその原因について調査する。 b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c) 必要な未然防止処置について明確にし、実施する。 d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p>		

(補足資料②)事業許可と保安規定の記載整理表

三菱原子燃料株式会社

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>(5)講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(6)未然防止処置結果を担当部長及び管理総括者に報告する。</p> <p>(第15条の3第1項)</p>	<p>e)講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2)保安に係る組織は、(1)に掲げる事項について、標準書に定める。</p>		
<p>第2節 職務 (職務)</p> <p>第17条 社長及び各部課長等はこの規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2. 社長及び各部課長等の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)社長は、第4条から第5条の3に基づき、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安活動の保安品質マネジメントシステムの構築、維持及び改善を推進する。</p> <p>(2)管理総括者は、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安を総括すると共に、管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの確立、実施及び維持並びに組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。また、管理総括者は、安全・品質保証部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(3)東海工場長は、管理総括者を補佐し、生産管理部長、輸送・サービス部長及び製造部長の所管する保安に関する業務を統括する。</p> <p>(4)生産管理部長は、加工施設の付属施設の運転及び加工施設の施設管理に関する保安の業務を統括する。</p> <p>(5)輸送・サービス部長は、周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入(安全・品質保証部長、安全管理課長が所管する業務を除く)及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出に関する保安の業務を統括する。</p> <p>(6)安全・品質保証部長は、以下に関する保安の業務を統括する。</p> <p>イ)放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬(周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く)に関する業務、周辺監視区域への出入管理に関する業務、核燃料物質の受入仕様値の確認に関する業務及び「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の管理区域外への搬出に関する業務。</p> <p>ロ)保安品質マネジメントシステム取りまとめ(マネジメントレビュー会議の事務を含む)に関する業務。ただし、安全・品質保証課長が核燃料取扱主任者の業務を補佐するために行う業務については、この限りではない。</p> <p>ハ)核燃料物質の加工に係る分析作業及び依頼された計器の校正に関する業務。</p> <p>二)物品調達及び役務調達に関する業務。</p> <p>(7)製造部長は、核燃料物質の加工に係る製造、検査、放射性廃棄物の処理及び核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務を統括する。</p>	<p>(第7号加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>ホ. 経営責任者等の責任</p> <p>(へ)責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(イ)設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>加工施設の設計及び工事並びに運転及び保守を行うため、社長はトップマネジメントとしての責任と権限を有し、以下の措置を講じることで品質マネジメントシステムを確立する。</p> <p>設計及び工事並びに保守に関する主な業務は生産管理部(設計、工事及び保守担当)が実施する。また、運転に関する主な業務は製造部(運転担当)、輸送・サービス部(核燃料物質等の受入れ・払出し担当)及び安全・品質保証部(放射線管理及び分析担当)が実施する。</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

(補足資料②)事業許可と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>(8)設備技術課長は、加工施設の付属施設(放射性気体廃棄物廃棄設備を含む)の運転及び加工施設の<u>施設管理</u>に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(9)輸送課長は、周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入(安全・品質保証部長、安全管理課長が所管する業務を除く)及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(10)安全法務課長は、安全衛生委員会への許認可に係る諮問の取りまとめに関する保安の業務を管理する。</p> <p>(11)安全・品質保証課長は、以下に関する保安の業務を管理する。</p> <p>イ)保安品質マネジメントシステム取りまとめに関する業務。</p> <p>ロ)内部保安監査の事務及び安全衛生委員会の事務。</p> <p>ハ)核燃料取扱主任者の補佐業務。</p> <p>ニ)物品調達及び役務調達に関する業務。</p> <p>(12)品質管理課長は、核燃料物質の分析作業及び依頼された計器の校正に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(13)安全管理課長は、放射線管理、臨界安全管理、周辺監視区域内での核燃料物質の運搬(周辺監視区域外からの核燃料物質等の受入及び周辺監視区域外への核燃料物質等の払出を除く)、周辺監視区域への出入管理、核燃料物質の受入仕様値の確認及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理区域外への搬出に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(14)転換課長は、転換加工作業、ウラン回収作業、大型粉末容器(台車付)置場を除く転換加工室における核燃料物質の貯蔵及び転換工場に係る廃水処理に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(15)成形課長は、成型加工作業、核燃料物質の貯蔵(転換課長、組立課長、環境保全課長の所管する業務を除く)及び加工棟成型工場に係る廃水処理に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(16)組立課長は、被覆作業、燃料集集体組立作業及び組立工場、容器管理棟、工場棟成型工場の燃料棒補修室、加工棟燃料棒溶接室の核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(17)環境保全課長は、シリンダ洗浄棟の<u>ウラン回収作業</u>、核燃料物質の貯蔵に関する保安の業務並びに固体及び液体の放射性廃棄物の処理(転換課長、成形課長の所管する業務を除く)、保管又は廃棄に関する保安の業務を管理する。</p> <p>(18)各部課長等は、各自の業務所掌範囲に基づき、非常時の措置、火災防護活動、自然災害等発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動、六ふっ化ウラン漏えい事故のリスクを低減させるための措置、教育・訓練、調達、<u>施設管理、放射線管理、核燃料物質の管理、放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理</u>、記録及び報告に関する保安の業務を行う。</p>			

(補足資料②)事業許可と保安規定の記載整理表

三菱原子燃料株式会社

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>3. 第 86 条に示す非常時体制が発令された場合は、管理総括者の指示により、直ちに第 16 条に定める管理組織から第 80 条に定める非常時対策組織に移行する。</p> <p>(核燃料取扱主任者の職務) 第 19 条 核燃料取扱主任者は、加工施設の保安を監督する立場にあり、次に掲げる職務を誠実に行う。</p> <p>(1)保安上必要な場合には、社長及び管理総括者に対し意見を具申すること。</p> <p>(2)保安上必要な場合には、従業員等へ指示すること。</p> <p>(3)保安上必要な場合には、各部課長等に助言、協力すること。</p> <p>(4)安全衛生管理年間計画、施設管理に関する計画、第8条に定める標準書及び第5章、第8章、第9章に定める事項に関する3次文書の作成、改廃を確認すること。</p> <p>(5)原子力規制検査に原則として立ち会うこと。</p> <p>(6)原子炉等規制法に基づく報告を審査すること。</p> <p>(7)第 124 条に示す記録を確認すること。</p> <p>(8)教育・訓練計画の作成を確認すること。</p> <p>(9)その他、保安の監督に関して必要なこと。</p> <p>2. 核燃料取扱主任者は、前項に関する業務遂行状況を年4回以上、社長に報告する。</p>	<p>(第 7 号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>ホ. 経営責任者等の責任</p> <p>(へ)責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書</p> <p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(へ)有資格者等の選任・配置</p> <p>保安の監督を行う核燃料取扱主任者及びその代理者(以下「核燃料取扱主任者等」という。)は、核燃料取扱主任者免状を有する者であって、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。さらに、核燃料取扱主任者等は、核燃料物質の取扱いに関して保安のために必要な指示等の職務が適切に遂行できるよう、核燃料取扱主任者の配置は、(添二)第 1 図のとおり設計及び工事並びに運転及び保守の業務から独立した立場として配置する。</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(安全衛生管理年間計画)</p> <p>第 22 条 管理総括者は、毎年度、安全衛生管理年間計画を定める。</p> <p>2. 安全衛生管理年間計画は、毎年度実施予定の定常業務(日常的に行う業務は除く)の実施について定めたものであり、次に掲げる内容を含むものとする。</p> <p>(1)保安教育の実施に関すること</p> <p>(2)安全衛生委員会の実施に関すること</p> <p>(3)火災防護活動、自然災害等発生時の保全活動、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動のための活動訓練を含む非常時の措置に係る訓練並びに非常時対策組織の訓練(以下「非常時訓練」という。)の実施に関すること</p> <p>(4)定期事業者検査の実施に関すること</p> <p>(5)PIT, PIV の実施計画に関すること</p>	<p>(第 7 号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>ホ. 経営責任者等の責任</p> <p>(へ)責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任(担当業務に応じて、組織内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>(添付書類二)</p> <p>ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項</p> <p>(イ)設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>社長は、加工施設における核燃料物質の加工に関する保安を総括する管理総括者を任命する。設計及び工事並びに運転及び保守の業務に係る保安活動について審議するため、管理総括者が選任する役員を委員長とし、核燃料取扱主任者の他、管理総括者が選任する委員をもって構成される安全衛生委員会を設ける。</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(巡視)</p> <p>第 30 条 各課長は、毎日1回以上、別表第 1-2 に示す設備等について、第 62 条の8第3項に定める観点を含めて巡視を行う。</p>	<p>(第 7 号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>ト. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(ヨ)個別業務の管理</p> <p>保安に係る組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。</p>	<p>添付書類六</p> <p>変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>ハ. 放射性廃棄物の廃棄に関する管理</p> <p>(ロ) 固体廃棄物の管理</p> <p>固体廃棄物の保管廃棄に当たり、保管廃棄物の最外周の表面線量率を 2 μSv/h 以下とな</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

(補足資料②)事業許可と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
	a)加工施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にある。 b)手順書等が必要な時に利用できる体制にある。 c)当該個別業務に見合う設備を使用している。 d)監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。 e)チ. (二)「プロセスの監視測定」に基づき監視測定を実施している。 f)本規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。	るよう配置する。また、これら固体廃棄物の保管状況は、日常の巡視点検により監視する。	
(操作上の一般事項) 第 31 条 各課長は、加工施設の操作にあたっては、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。 (1)当該設備の状態、計器、表示装置等の監視を適切、かつ確実に行うこと。 (2)操作にあたっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項及び引継ぎ時に実施すべき事項について、操作する者に周知徹底させること。 2. 各課長は、安全確保のために手動操作を要する場合は、誤操作の防止を考慮し、必要に応じて対応手順を現場に明示する措置を講じる。	I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (6) 誤操作防止 運転員の誤操作を防止するため、運転員の操作性及び人間工学的観点の諸因子を考慮して、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等を設ける設計とし、手順書を定める。 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置する。 表示装置は、運転員の誤操作を防止するため、必要に応じて色で識別できる設計とする。また、操作器は、運転員による誤操作を防止するために、必要に応じてスイッチに保護カバー又はカギを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できるようにするとともに、安全の確保のために手動操作を要する場合には、対応を現場に明示する措置を講じる。 UF6 シリンダ取り外し時の誤操作による UF6 漏えいを防止するため、UF6 配管の弁を自動閉止するインターロック機構を設置する設計とする。 また、設計基準事故が発生した場合において、インターロックにより運転員の操作を期待しなくても弁等が作動する設計とする。	-	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保) 第 34 条 別表第 1-3 に示した <u>運転管理責任者は、第 35 条から第 37 条に定める操作上の留意事項 に従い設備を操作し、定期事業者検査等により、当該施設の機能を確保する。</u>	(第 7 号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項) ト. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (イ)個別業務に必要なプロセスの計画 (1)保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (二) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る保安品質保証活動 社長は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」に基づいて、自らをトップマネジメントとする保安品質保証計画を定め、品質マネジメントシステムの確立、文書化、実施、維持及び継続的改善を実施する。	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>第6章 放射線管理</p> <p>第2節 区域管理 (管理区域)</p> <p>第42条 管理区域は、第2図(2)～(9)に示す区域とする。</p> <p>2. 管理総括者は、前項以外の場所であって法令に定める管理区域に係る値を超えるか又は超えるおそれのある場所が生じた場合は一時的な管理区域として設定する。</p> <p><u>3. 管理総括者は、第1項に示す場所のうち法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな場所について、一時的に管理区域を解除することができる。</u></p> <p>4. 管理総括者は、管理区域の解除を行う場合には、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>5. 管理総括者は、管理区域の設定又は解除を行う場合にはその旨を事業所内に周知する。</p> <p><u>6. 安全管理課長は、第2項又は第3項に基づき一時的に管理区域を設定又は解除する場合、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、一時的に管理区域を設定又は解除した場所を元に戻す場合においても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</u></p> <p>7. 安全管理課長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画する他、管理区域である旨を示す標識を設ける。</p>	<p>I 加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ. 核燃料物質等による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(イ) 閉じ込めの管理</p> <p>作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。</p> <p>(1) 加工施設は、ウランを密封して取り扱い又は、貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域(第2種管理区域)と非密封のウランを取り扱い又は、貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)とに区分して管理する。</p>	<p>添付書類六</p> <p>変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書</p> <p>ロ. 放射線の被ばく管理</p> <p>(イ) 閉じ込めの管理</p> <p>作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。</p> <p>加工施設は、密封したウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(第2種管理区域)と非密封のウランを取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)とに区分して管理する。</p> <p>管理区域における外部放射線に係る線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質濃度を定期的に測定し管理する。</p> <p>第1種管理区域は、換気設備によって負圧に維持することにより閉じ込めを管理する。事故時においても、ウランの飛散するおそれのある部屋は、当該区域の室内の圧力を外気に対して19.6Pa以上の負圧に維持するように可能な限り管理する。</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(管理区域の区域区分)</p> <p>第43条 前条の管理区域は、次の各号に基づき第2図(2)～(9)のとおり区分する。</p> <p>(1)放射性物質を密封して取扱い又は、貯蔵し、汚染の発生するおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない区域」という。):(第2種管理区域)</p> <p>(2)汚染のおそれのない区域以外の区域:(第1種管理区域)</p> <p>2. 管理総括者は、前項の第2号の第1種管理区域について放射性物質によって汚染されたものの表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)及び空気中の放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えないことが明かな区域については、一時的に第2種管理区域にすることができる</p>			
<p><u>(保全区域)</u></p> <p><u>第47条の2 保全区域は、第2図(10)に示す区域とする。</u></p> <p><u>2. 安全管理課長は、保全区域を標識等によって区別する。</u></p> <p><u>3. 安全管理課長は、必要に応じて保全区域への立入制限等の措置を講じる。</u></p>	<p>I 加工施設における放射線の管理に関する事項</p> <p>イ. 核燃料物質等による放射線被ばくの管理の方法</p> <p>(ロ) 閉じ込めの管理</p> <p>作業環境及び周辺環境の汚染防止のため、以下により閉じ込めの管理を行う。</p> <p>(1) 加工施設は、ウランを密封して取り扱い又は、貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域(第2種管理区域)と非密封のウランを取り扱い又は、貯蔵し、汚染の発生するおそれのある区域(第1種管理区域)とに区分して管理する。</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明														
<p>【放射線測定器類の管理】</p> <p>第 55 条 安全管理課長は、<u>第 62 条の7に定める保全計画のもと</u>、別表第9に定める放射線測定器類を定期的に点検し、その機能が正常であることを確認する。</p> <p>2. 安全管理課長は、前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、すみやかに修理又は代替品を補充する。</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>へ. 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>(イ) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>作業者の放射線被ばくを測定・監視するために安全機能を有する施設として以下の設備を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="1092 453 1958 617"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エアスニファ</td> <td>作業環境における空気中の放射能濃度の測定・監視</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>作業環境における空間線量率の測定・監視</td> </tr> <tr> <td>ハンドフットモニタ</td> <td>第1種管理区域から退出する作業者の身体汚染の管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表の設備以外に個人被ばく管理用設備として個人線量測定器、防じんマスク及びボンベ式呼吸器を、施設管理用設備として、サーベイメータ(α、β (γ 線用)、放射能測定装置(α、β 線用)及び除染用具を設ける。また、個人の汚染を除去するため、検査室及びシャワー室を設ける。</p> <p>(ロ) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>敷地周辺の公衆の放射線被ばくを測定・監視するために安全機能を有する施設として以下の設備を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="1092 898 1872 1020"> <thead> <tr> <th>設備の種類</th> <th>目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダストモニタ</td> <td>排気中の放射能濃度を連続的に測定・監視</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>敷地周辺の空間線量率の測定・監視</td> </tr> </tbody> </table> <p>上表の設備以外にサーベイメータ(α、β (γ 線用)、放射能測定装置(α、β 線用)を設ける。</p> <p>「加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」</p> <p>(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項)</p> <p>ト. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施</p> <p>(ナ)監視測定のための設備の管理</p> <p>(1)保安に係る組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を標準書に定める。</p> <p>(2)保安に係る組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3)保安に係る組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a)あらかじめ定められた間隔で、又は使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法)により校正又は検証がなされている。</p> <p>b)校正の状態が明確になるよう、識別されている。</p> <p>c)所要の調整がなされている。</p>	設備の種類	目的	エアスニファ	作業環境における空気中の放射能濃度の測定・監視	エリアモニタ	作業環境における空間線量率の測定・監視	ハンドフットモニタ	第1種管理区域から退出する作業者の身体汚染の管理	設備の種類	目的	ダストモニタ	排気中の放射能濃度を連続的に測定・監視	モニタリングポスト	敷地周辺の空間線量率の測定・監視	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
設備の種類	目的																
エアスニファ	作業環境における空気中の放射能濃度の測定・監視																
エリアモニタ	作業環境における空間線量率の測定・監視																
ハンドフットモニタ	第1種管理区域から退出する作業者の身体汚染の管理																
設備の種類	目的																
ダストモニタ	排気中の放射能濃度を連続的に測定・監視																
モニタリングポスト	敷地周辺の空間線量率の測定・監視																

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
	d)監視測定の結果を無効とする操作から保護されている。 e)取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されている。 (4)保安に係る組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5)保安に係る組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講ずる。 (6)保安に係る組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7)保安に係る組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。		
<p>第7章 施設管理 第1節 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善 (施設管理に係る計画及び実施) 第60条 管理総括者は、第62条から第67条の2に記載する事項を定めた施設管理に関する標準書を定める。 2. 管理総括者及び各部課長は、前項に定めた標準書に基づき、第62条から第67条の2の業務を実施する。</p>	(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項) ト. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (イ)個別業務に必要なプロセスの計画 (1)保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。	添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 (二) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る保安品質保証活動 社長は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」に基づいて、自らをトップマネジメントとする保安品質保証計画を定め、品質マネジメントシステムの確立、文書化、実施、維持及び継続的改善を実施する。	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。
(施設管理に係る評価及び改善) 第61条 担当部長は、第60条第2項の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。 2. 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第60条に定める標準書を改める。	(第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項) チ. 評価及び改善 (イ)監視測定、分析、評価及び改善 (1)保安に係る組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を標準書に定め、計画し、実施する。 (2)保安に係る組織は、要員が監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制を構築する。		
<p>第2節 施設管理計画 (施設管理計画) 第62条 管理総括者は、加工施設について加工事業変更許可を受けた施設に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、第62条の2から第62条の12の施設管理計画について、「施設管理標準」に定める。 (施設管理方針及び施設管理目標) 第62条の2</p>	I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 (チ) 安全機能を有する施設 以上の(イ)～(ト)に係る加工施設の安全機能を有する施設について、以下の設計方針とする。 ③安全機能を有する施設は、安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。	-	左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状及び長期施設管理方針(加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画)等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、第62条の12の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>2. 生産管理部長及び設備技術課長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、第62条の12の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p>			
<p>(保全プログラムの策定)</p> <p>第62条の3</p> <p>設備技術課長は、第62条の2の施設管理目標を達成するため、第62条の4より第62条の11からなる保全プログラムを策定する。また、第62条の12の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、保全プログラムの見直しを行う。</p>			
<p>(保全対象範囲の策定)</p> <p>第62条の4</p> <p>各設備を所管する担当課長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲として次項の設備を選定する。</p> <p>(1)安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設計及び工事の計画の認可(以下設工認という。)申請書に基づき、設置した設備</p> <p>(2)上記設備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>(3)その他自ら定める設備</p>			
<p>(保全重要度の設定)</p> <p>第62条の5</p> <p>各設備を所管する担当課長は、第62条の4の保全対象範囲についてその範囲と安全機能を明確にした上で、建物・構築物及び設備・機器の保全重要度を設定する。次条以降の保全活動は、重要度に応じた管理を行う。</p>			
<p>(保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)</p> <p>第62条の6</p> <p>設備技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために、第62条の5の施設管理の保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。</p> <p>2. 設備技術課長は、保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第62条の11の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>3. 設備技術課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。</p> <p>4. 設備技術課長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>			

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>(保安計画の策定)</p> <p><u>第 62 条の 7</u></p> <p>担当課長は、保安計画を次のとおり策定する。</p> <p>(1)担当課長は、<u>第 62 条の4の保安対象範囲に対し、以下の保安計画を策定する。なお、保安計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</u></p> <p>1)点検計画</p> <p>2)定期事業者検査の計画</p> <p>3)設計及び工事の計画</p> <p>4)特別な保安計画</p> <p>(2)担当課長は、<u>保安計画の策定に当たって、第 62 条の5の保安重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、第 62 条の 11 の保安の有効性評価の結果を踏まえ、保安計画の見直しを行う。</u></p> <p>1)運転実績、事故及び故障事例などの運転経験</p> <p>2)使用環境及び設置環境</p> <p>3)劣化、故障モード</p> <p>4)機器の構造等の設計的知見</p> <p>5)科学的知見</p> <p>(3)担当課長は、<u>保安の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保安計画を策定する。</u></p> <p>(4)担当課長は、「<u>加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方</u>」等を参考とし、<u>10年を超えない期間毎に、加工施設の経年変化に関する技術的な評価(以下「高経年化に関する技術評価」という。)を実施し、施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針(加工施設の保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画)を策定する。</u></p> <p>なお、<u>高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変化事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保全活動が、その経年変化事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。</u></p> <p>2. 担当課長は、<u>点検計画を次のとおり策定する。</u></p> <p>(1)担当課長は、<u>点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</u></p> <p>(2)担当課長は、<u>建物・構築物及び設備・機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、適切な方式を選定する。</u></p> <p>1)予防保全</p> <p>イ)時間基準保全</p>			

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p><u>ロ)状態基準保全</u></p> <p><u>2)事後保全</u></p> <p><u>(3)担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、点検項目、具体的な点検方法、評価方法及び管理基準等を定める。</u></p> <p><u>1)時間基準保全</u></p> <p><u>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>イ)建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目</u></p> <p><u>ロ)点検の具体的方法</u></p> <p><u>ハ)評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>ニ)実施頻度</u></p> <p><u>ホ)実施時期</u></p> <p><u>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に状態監視データ採取、巡視、点検等の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</u></p> <p><u>2)状態基準保全</u></p> <p><u>イ)設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>①機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目</u></p> <p><u>②状態監視データの具体的採取方法</u></p> <p><u>③評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</u></p> <p><u>④状態監視データ採取頻度</u></p> <p><u>⑤実施時期</u></p> <p><u>⑥機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</u></p> <p><u>ロ)巡視を実施する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>①建物・構築物及び設備・機器の状態を監視するために必要なデータ項目</u></p> <p><u>②巡視の具体的方法</u></p> <p><u>③評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>④実施頻度</u></p> <p><u>⑤実施時期</u></p> <p><u>⑥建物・構築物及び設備・機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</u></p> <p><u>3)事後保全</u></p> <p><u>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</u></p> <p><u>3.担当課長は、保全対象範囲の建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にある期間(一定の期間)を、定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>(1)所定の機能を発揮しうる状態にある期間(一定の期間)を確認・評価する</u></p>			

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p><u>ために必要な定期事業者検査の項目</u></p> <p><u>(2)定期事業者検査の具体的方法</u></p> <p><u>(3)評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>(4)定期事業者検査の実施時期4. 担当課長は、設計及び工事の計画を次のとおり策定する。</u></p> <p><u>(1)担当課長は、施設の補修、改造及び新設のために設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続きの要否について確認を行い、その結果を記録する。</u></p> <p><u>(2)担当課長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、使用前事業者検査及び事業者検査以外の検査及び試験(以下、「自主検査等」という。)により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p><u>1)所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目</u></p> <p><u>2)使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</u></p> <p><u>3)評価方法及び管理基準</u></p> <p><u>4)使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</u></p> <p><u>(3)異常を認めた場合の補修作業の計画について、次のとおり実施する。</u></p> <p><u>1)各課長は、加工施設に異常を認めた場合は、必要に応じて第38条の措置を講じたうえで、設備技術課長に必要な当該設備の補修作業の実施を依頼し、正常な状態に復帰させる。</u></p> <p><u>2)設備技術課長は、補修作業を実施するにあたっては、工事計画を作成し、火災発生防止その他の安全対策を講じ、必要に応じて関係課長と協議し、管理総括者の承認を受ける。ただし、承認については加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</u></p> <p><u>3)管理総括者は、前項の承認を行うにあたっては、核燃料取扱主任者の確認を受ける。</u></p> <p><u>(4)施設の改造及び新設を行う場合、以下のとおり実施する。</u></p> <p><u>1)各課長は、施設の改造及び新設を行う場合、必要に応じて設備技術課長に改造及び新設の実施を依頼する。</u></p> <p><u>2)設備技術課長は、前項の改造及び新設を実施するにあたっては、工事計画を作成し、関係課長と協議し、核燃料取扱主任者の確認を受け、許認可事項に該当する等、保安上重要と判断した改造及び新設については、管理総括者の承認を受ける。</u></p> <p><u>3)管理総括者は、前項の承認を行う場合には、安全衛生委員会に諮問する。</u></p> <p><u>5. 特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。</u></p> <p><u>(1)担当部課長は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、当該加工施設の状態に応じた保全方法及び</u></p>			

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>実施時期を定めた計画を策定し、管理総括者の承認を受ける。</p> <p>(2)担当部課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検により確認・評価するまでに、次の事項を定める。</p> <p>1)所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目</p> <p>2)点検の具体的方法</p> <p>3)評価方法及び管理基準</p> <p>4)点検の実施時期</p>			
<p>(保全の実施)</p> <p>第 62 条の 8 担当課長は、第 62 条の 7 で定めた保全計画に従って保全を実施する。</p> <p>2. 担当課長は、保全の実施に当たって、第 63 条による設計管理及び第 63 条の 2 による工事管理を実施する。</p> <p>3. 担当課長は、加工施設の状況を日常的に確認し、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、第 30 条による巡視を定期的に行う。</p> <p>4. 担当課長は、保全の結果について記録し、保管する。</p> <p>5. 設備技術課長は、第 62 条の 7 第 4 項(3)の補修作業を行ったときは、当該設備の性能試験により正常に機能することを確認し、各関係課長に通知すると共に、その結果を管理総括者及び核燃料取扱主任者に報告する。ただし、報告については加工施設の保安に及ぼす影響がごく軽微なものを除く。</p> <p>6. 設備技術課長は、第 62 条の 7 第 4 項(4)の改造及び新設を行ったときは、当該設備の機能確認のため、試験等により正常に機能することを確認し、その結果を関係課長に通知するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7. 別表第 1-2 に示す巡視を行う設備等の責任者は、設備の補修、改造及び新設に伴い、その機能が停止する期間については、核燃料取扱主任者の確認を受け、保全計画に基づく巡視、点検、定期事業者検査等の適用を除外できる。</p>			
<p>(保全の結果の確認・評価)</p> <p>第 62 条の 9 担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した建物・構築物及び設備・機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にあることを所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p>2. 担当課長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>3. 担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期までに確認・評価し、記録する。</p>			

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p><u>(不適合管理, 是正処置及び未然防止処置)</u> <u>第 62 条の 10 担当課長は, 施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し, 以下の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し, 必要な是正処置を講ずるとともに, 以下の状態に至った場合には, 不適合管理を行ったうえで, 是正処置を講ずる。</u> <u>(1) 保全を実施した建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</u> <u>(2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって, 定めたプロセスに基づき, 点検・補修等保全が実施されていることが確認・評価できない場合</u> <u>2. 担当課長は, 他の原子力施設の運転経験等の知見を基に, 自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし, 適切な未然防止処置を講ずる。</u> <u>3. 担当課長は, 第1項及び第2項の活動を第 13 条から第 15 条の3に定める改善活動に基づき実施する。</u></p>			
<p><u>(保全の有効性評価)</u> <u>第 62 条の 11 担当課長は, 保全活動から得られた情報等から, 保全の有効性を評価し, 保全が有効に機能していることを確認するとともに, 継続的な改善につなげる。</u> <u>2. 担当課長は, あらかじめ定めた時期及び内容に基づき, 保全の有効性を評価する。</u> <u>3. 担当課長は, 保全の有効性評価の結果を踏まえ, 建物・構築物及び設備・機器の保全方式を変更する場合には, 第 62 条の7第2項に基づき保全方式を選定する。</u> <u>4. 担当課長は, 保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</u></p>			
<p><u>(施設管理の有効性評価)</u> <u>第 62 条の 12 生産管理部長は, 第 62 条の 11 の保全の有効性評価の結果及び第 62 条の2の施設管理目標の達成度から, 定期的に施設管理の有効性を評価し, 施設管理が有効に機能していることを確認するとともに, 継続的な改善につなげる。</u> <u>2. 生産管理部長は, 施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</u></p>			
<p><u>第3節 設計及び工事管理</u> <u>(設計管理)</u> <u>第 63 条 設計管理に関する事項については, 第9条から第9条の7に従い, 実施する。</u></p>	<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 ト. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (ホ)設計・開発計画 (1)保安に係る組織は, 設計・開発(専ら原子力施設において用いるための設計・開発に限る。)の計画(以下「設計・開発計画」という。)を標準書に定めるとともに設計・開発を管理する。この設計・開発には, 設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
	<p>要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。また、設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。</p> <p>(2)保安に係る組織は、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a)設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>b)設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c)設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限</p> <p>d)設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源</p> <p>(3)保安に係る組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4)保安に係る組織は、(1)の規定により策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。</p>		
<p><u>(工事管理)</u> <u>第 63 条の 2</u> <u>設備技術課長は、加工施設の補修、改造及び新設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため次の事項を考慮した工事管理を行う。</u> <u>(1)周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</u> <u>(2)加工施設に対する悪影響の防止</u> <u>(3)管理上重要な初期データの採取</u> <u>(4)工事工程の管理</u> <u>(5)運転開始までの作業対象設備の管理</u> <u>(6)第6章に基づく放射線管理</u> <u>(7)第9章に基づく放射性廃棄物管理</u></p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 (チ) 安全機能を有する施設 ③安全機能を有する施設は、安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p><u>第4節 事業者検査の実施</u> <u>(使用前事業者検査の実施)</u> <u>第 64 条</u> <u>安全・品質保証部長は、設工認の対象となる加工施設について、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査(以下本条において「検査」という。)に係る責任を有し、統括する。</u> <u>2. 安全・品質保証部長は、第 16 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる建物・構築物及び設備・機器の工事(補修、改造及び新設)又は点検に関与していない組織の者を、検査責任者として指名する。</u> <u>3. 安全法務課長は、次の各号に掲げる事項を実施する。</u> <u>(1)検査の実施体制を構築する。</u> <u>(2)検査要領書を定め、それを実施する。</u> <u>(3)検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために</u></p>	<p>第7号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項 チ. 評価及び改善 (ホ)機器等の検査等 (1)保安に係る組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。 (2)保安に係る組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。 (3)保安に係る組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。 (4)保安に係る組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p><u>必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p>1) <u>工事が設工認に従って行われたものであること。</u></p> <p>2) <u>「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</u></p> <p>4) <u>検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p>5) <u>検査に係る記録を管理する。</u></p> <p>6) <u>検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p>4. <u>第2項の検査責任者は、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の(3)の基準に適合することを最終判断する。</u></p>	<p>い。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5)保安に係る組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。)を確保する。</p> <p>(6) (5)の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは、「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。</p>		
<p><u>(定期事業者検査の実施)</u></p> <p>第 65 条 <u>管理総括者は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査(以下本条において「検査」という。)の実施手順を「施設管理標準」に定める。</u></p> <p>2. <u>管理総括者は、第 16 条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる建物・構築物及び設備・機器の工事(補修、改造及び新設)又は点検に参与していない組織の担当課長を、検査責任者として定める。</u></p> <p>3. <u>前項の検査責任者である担当課長は、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査の実施体制を構築する。(2)検査要領書を定め、それを実施する。</u></p> <p>(3) <u>検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p>(4) <u>検査に係る記録を管理する。</u></p> <p>(5) <u>検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p> <p>(6) <u>検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p>(7) <u>検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p>			
<p><u>(定期事業者検査の報告)</u></p> <p>第 65 条の2 <u>担当課長は、前条に規定する定期事業者検査を行った場合は、次の定期事業者検査までの期間、安全機能が維持されることの確認を含めた定期事業者検査の結果を関係課長に通知すると共に、管理総括者及び核燃料取扱主任者に報告する。</u></p>			
<p><u>第5節 計器及び放射線測定器の校正</u></p> <p><u>(計器及び放射線測定器の校正の実施)</u></p> <p>第 66 条 <u>担当課長は、加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器について、校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第 55 条に基づく点検で行う。</u></p> <p>2. <u>担当課長は、前項の校正を行うにあたっては、次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>異常が発見された場合のそれまでの測定結果に対する影響評価、処置及びそれらの記録。</u></p>			

(補足資料②)事業許可と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>(2)測定値の正当性の保証が必要な場合、使用した計量標準の記録、校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要な保護。</p>			
<p>第6節 計画停電時等の措置 (計画停電時等の措置) 第 67 条 設備技術課長は、核燃料加工施設において計画停電を実施する場合又は工事等により計画停電と同様の状況が予想される場合は、関係課長と協議し、以下の措置を講じ、事前に核燃料取扱主任者より、保安上の措置が適切であることの確認を受ける。 (1)加工設備本体の運転停止 (2)核燃料物質の適切な閉じ込め(貯蔵施設への貯蔵) (3)計画停電時対応体制の確保及び作業計画の周知徹底 なお、計画停電とは、電気事業法に基づく電気設備の定期的な点検作業に伴う停電を示す。</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 (チ) 安全機能を有する施設 ③安全機能を有する施設は、安全機能を確認するための検査又は試験並びに安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第7節 新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持 (新規制基準対応工事期間における建物・設備の使用及び検査の状態維持) 第 67 条の 2 <u>建物及び設備に対して新規制基準対応工事を行い使用する場合は、設工認に従って工事が完了し、新規制基準対応工事の建物・設備が使用前検査に合格するまで又は使用前確認が終了するまでの間、担当課長は、第 62 条の 7 に定める保全計画を策定し、これに基づき保全を実施し、その機能を維持する。</u></p>			
<p>第9章 放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理 (放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る計画及び実施) 第 73 条 管理総括者は、第 75 条から第 77 条に記載する事項を定めた放射性廃棄物管理に関する標準書を定める。 2 . 担当課長は、前項に定めた標準書に基づき、第 75 条から第 77 条の業務を実施する。</p>	<p>(第 7 号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項) ト. 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施 (イ)個別業務に必要なプロセスの計画 (1)保安に係る組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この策定には、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮して計画を策定することを含む。</p>	<p>添付書類二 変更に係る加工に関する技術的能力に関する説明書 ハ. その他変更後における加工に関する技術的能力に関する事項 (二) 設計及び工事並びに運転及び保守に係る保安品質保証活動 社長は、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」に基づいて、自らをトップマネジメントとする保安品質保証計画を定め、品質マネジメントシステムの確立、文書化、実施、維持及び継続的改善を実施する。</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(放射性廃棄物及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る評価及び改善) 第 74 条 担当部長は、第 73 条第 2 項の結果を評価し、実施結果及び業務の改善の必要性を管理総括者へ報告する。 2 . 管理総括者は、前項の報告内容を評価し、必要に応じて第 73 条に定める標準書を改める。</p>	<p>(第 7 号 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項) チ. 評価及び改善 (イ)監視測定、分析、評価及び改善 (1)保安に係る組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を標準書に定め、計画し、実施する。</p>		

(補足資料②)事業許可と保安規定の記載整理表

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>(放射性液体廃棄物)</p> <p>第 76 条 安全管理課長は、排水口からの排水の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。</p> <p>2. 担当課長は、管理区域から放射性液体廃棄物を放出する場合は、廃液貯留タンク(「廃液処理設備(3)の集水槽(チェック用)及び廃液貯槽(チェック用)」,「廃液処理設備(2)の貯留タンク(チェック用)」及び「廃液処理設備(4)の貯留タンク(チェック用)」をいう。)における廃水中の放射性物質濃度が、別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにする。転換課長は、廃液処理設備(1)の集水槽(チェック用)の排水を排水口から放出する場合は、当該集水槽における排水中の濃度が、別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにする。環境保全課長は、排水貯留池の排水を排水口から放出する場合は、排水貯留池における排水中の濃度が、別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p><u>3. 前項の各担当課長は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、放射性液体廃棄物の放射性物質濃度が別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにする。</u></p> <p>4. 安全管理課長は、別表第 15 に定めるところにより廃水又は排水中の放射性物質濃度を測定し、担当課長に通知する。</p> <p>5. 安全管理課長は、前項の測定により廃水又は排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、すみやかに担当課長にその事実を通知すると共に、その原因の除去を勧告する。</p> <p>6. 担当課長は、前項の勧告を受けたときは安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し適切な措置を講じる。</p> <p>7. 担当課長は、前項において廃水又は排水中の放射性物質の濃度が別表第 14 に定める管理目標値をこえた場合は適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。</p> <p>8. 安全管理課長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p> <p>9. 環境保全課長は、廃酸又は有機溶媒等の排水し難い液体廃棄物は、腐食しにくい容器に封入し、容器が破損した場合においても封入した液体廃棄物を拡がらせないで回収、汚染除去できるような処置を施すか又はそのような場所に保管する。 ただし、廃油等の可燃性液体廃棄物は焼却処理する。</p> <p>10. 環境保全課長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 安全に対する基本方針は、『核燃料加工事業を行うに当たり、安全の確保を最優先に、加工施設を新規制基準に適合させることはもとより、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、より高い水準の安全性を確保する』とする。 安全設計の目的は、公衆及び従事者を核燃料物質の有害な影響から防護することにより、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減することである。</p> <p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (9) 廃棄施設 b. 液体廃棄物の廃棄設備 通常時において、放射性液体廃棄物について、凝集沈殿、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備によりウランを除去した後、廃液貯槽等に貯留する。線量を合理的に達成できる限り低減するため、「線量目標値に関する指針」において定める線量目標値を参考に、公衆が受ける線量を合理的に達成できる限り低減する設計とする。</p> <p>I 加工施設における放射線の管理に関する事項 ロ. 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (口) 液体廃棄物の放出管理 液体廃棄物は、加工施設の各廃液処理設備で処理した後、貯槽に貯留し、排水中の放射性物質濃度が、「線量告示」に定められた周辺監視区域外の水中の濃度限度以下であることを確認してから排出する。</p>	<p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 ハ. 放射性廃棄物の廃棄に関する管理 (イ) 放射性廃棄物の放出管理等 3. 放射性液体廃棄物の放出管理 通常時において、放射性液体廃棄物について、凝集沈殿、ろ過、イオン交換等の廃液処理設備によりウランを除去した後、廃液貯槽等に貯留する。廃液処理後の廃液は、バッチ毎に排水中の放射性物質の濃度を測定し、「線量告示」に定める周辺監視区域外の濃度以下であることを確認した後、廃液処理設備(1)以外の放射性液体廃棄物については排水貯留池に送液し、廃液処理設備(1)の放射性液体廃棄物については、ふっ素及び窒素等の除去処理を行った後、排水貯留池に送液する。排水貯留池にて、再度濃度測定をし、「線量告示」に定める周辺監視区域外の濃度以下であることを確認した後、排水口から専用排水管により東海村前面海域に放出する。</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>(放射性気体廃棄物)</p> <p>第 77 条 安全管理課長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、法で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ. 加工施設の一般構造 安全に対する基本方針は、『核燃料加工事業を行うに当たり、安全の確保を最優先に、加工施設を新規制基準に適合させることはもとより、福島第一原子力</p>	<p>添付書類六 変更後における加工施設の放射線の管理に関する説明書 ハ. 放射性廃棄物の廃棄に関する管理</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬は</p>

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>2. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、ダストモニタにより監視すると共に、<u>合理的に達成可能な限り放射線物質濃度を低減するために</u>、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表第 14 に定める管理目標値を超えないようにする。</p> <p>3. 安全管理課長は、別表第 15 に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し関係課長に通知する。</p> <p>4. 安全管理課長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又高くなるおそれがあるときは、すみやかに設備技術課長にその事実を通知すると共に、その原因の除去を勧告する。また、安全管理課長は、万一異常放出があった場合及び必要に応じ、放射性物質の濃度及び敷地周辺の空間放射線量率を測定すると共に、迅速な対応をするために必要な情報を所内の適切な場所に表示する。</p> <p>5. 設備技術課長は、前項の勧告を受けたときは安全管理課長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し適切な措置を講じる。</p> <p>6. 安全管理課長は、周辺監視区域外側における空気中の放射性物質濃度が別表第 14 に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、管理総括者に対し、加工施設の操業停止を勧告する。</p> <p>7. 安全管理課長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。</p>	<p>発電所の事故を踏まえ、より高い水準の安全性を確保する』とする。</p> <p>安全設計の目的は、公衆及び従事者を核燃料物質の有害な影響から防護することにより、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減することである。</p> <p>Ⅰ 加工施設の位置、構造及び設備 Ⅱ 加工施設の一般構造 (ト) その他の主要な構造 (9) 廃棄施設 a. 気体廃棄物の廃棄設備</p> <p>通常時において、第 1 種管理区域からの排気を処理するため、気体廃棄物の廃棄設備である排気ダクトを通して高性能エアフィルタによって処理後、排気口から大気へ放出する設計とする。線量を合理的に達成できる限り低減するため、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針」(昭和 50 年 5 月 13 日原子力安全委員会決定)(以下「線量目標値に関する指針」という。)において定める線量目標値を参考に、公衆の線量を合理的に達成できる限り低減する設計とする。</p> <p>Ⅰ 加工施設における放射線の管理に関する事項 Ⅱ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項 (イ) 気体廃棄物の放出管理</p> <p>気体廃棄物は、気体廃棄設備を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。排気中の放射性物質濃度は、排気口においてダストモニタにより連続的に監視し、「線量告示」に定められた周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下に管理する。</p>	<p>(イ) 放射性廃棄物の放出管理等</p> <p>1. 放射性気体廃棄物の放出管理</p> <p>気体廃棄物は、プレフィルタ、高性能エアフィルタ等を通して排気中の放射性物質を除去したのち排気口から屋外に排出する。排気中の放射性物質濃度は、排気口においてダストモニタにより連続的に監視し、「線量告示」に定められる周辺監視区域外の空気中の濃度限度以下に管理する。</p>	<p>ない。</p>
<p>第 10 章 非常時の措置</p> <p>第 1 節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善 (非常時の措置に係る計画及び実施)</p> <p>第 78 条 管理総括者は、財産(設備等)保護よりも安全を優先する保安品質方針に基づき、<u>加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう</u>、第 80 条から第 88 条に記載する事項を定めた非常時の措置に関する標準書を定める。</p> <p>2. 管理総括者及び各部課長は、前項に定めた標準書に基づき、第 80 条から第 88 条の業務を実施する。</p>	<p>Ⅰ 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>Ⅱ 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故</p> <p>(ハ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制等の整備</p> <p>1. 事故対処の体制整備</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じ、それを的確かつ柔軟に対処するための手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制について、以下のとおり整備する方針とする。なお、「核燃料物質の臨界防止に関する構造」及び「(ロ)発生すると想定される事故の程度及び事故の影響の評価を行うために設定した条件及び評価結果」に示すとおり、加工施設においては、臨界の条件に至らない。</p> <p>2. 手順書の整備</p>	<p>—</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
	<p>核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するため、以下の事項を含む手順書を整備する。</p> <p>3. 資機材の整備 事故対処のための放射線測定機器、防護用器具、非常用通信機器や、夜間及び全交流電源喪失を想定した機器等の資機材について、活動内容及び事故対処に必要な要員数を考慮し、さらには予備の保管場所も考慮した上で必要な数量を整備するとともに、自然災害等の外力による影響に対しても保管場所の健全性を確保し、必要な資機材が使用可能となるよう保管する。</p> <p>4. 要員確保及び訓練 重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、以下のとおり教育・訓練を実施する。</p>		
<p>第11章 火災防護活動 第1節 火災防護活動に係る計画、実施、評価及び改善 (火災防護活動に係る計画及び実施) 第89条 管理総括者は、<u>加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう</u>、火災防護計画として第91条から第94条に記載する事項を定めた火災防護活動に関する標準書を定める。なお、標準書には、添付1の「火災防護活動及び自然災害等発生時の保全活動に係る体制等の整備」に示す火災防護活動(初期消火活動を含む火災及び爆発防護活動)に関する事項を含む。</p> <p>2. 管理総括者及び各部課長は、前項に定めた標準書に基づき、第91条から第94条の業務を実施する。</p> <p>(初期消火活動のための体制の整備) 第91条 管理総括者は、初期消火活動のための体制の整備に関し、次の措置を講じる。</p> <p>(1)火災の発生を消防吏員に確実に通報するために警備所に専用回線を設置する。なお、当該設備が点検又は故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修復後に遅滞なく復旧する。</p> <p>(2)初期消火活動を行う要員として、加工設備本体を運転している場合は、事業所内に常駐する者を7名程度確保する。加工設備本体が停止している場合は、常駐する者を2名以上、待機要員として事業所外に5名程度を確保する。初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外からすみやかに参集できる体制及びそのための通報連絡体制を整備する。</p> <p>(3)可搬消防ポンプ1台、泡消火薬剤、<u>電源</u>及び初期消火活動に必要なその他資機材を備えつける。なお、可搬消防ポンプの点検又は故障時の代用として、大型消火器を設置する。</p> <p>2. 各課長は、第30条に定める巡視により、火災の早期発見に努める。</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備 ロ 加工施設の一般構造 (二) 火災及び爆発の防止に関する構造 火災等により加工施設の安全性が損なわれないようにするため、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火、並びに火災及び爆発の影響を軽減するための安全機能を有する設計とする。また、火災又は爆発の発生を想定しても、加工施設全体として、公衆に対し過度の放射線被ばくを及ぼさない十分な臨界防止、閉じ込め等の機能が確保される設計とする。なお、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに影響軽減の対策を行うに当たって、国内の法令及び規格に基づくとともに、施設の特徴に応じて、米国の「放射性物質取扱施設の火災防護に関する基準」を参考とする。火災等による損傷の防止に係る基本方針を以下のとおりとする。</p> <p>(1) 火災及び爆発の発生防止 (2) 火災の感知及び消火 (3) 火災及び爆発の影響軽減</p>	<p>添付資料五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書 チ. 火災・爆発に対する安全設計 (イ) 火災防護設計 1. 火災防護の個別設計 (4) 火災防護計画の策定 火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関して、実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(原規技発第1306195号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考に、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>第3節 火災防護活動のための体制の整備 (火災防護活動のための体制の整備)</p> <p>第94条 管理総括者は、<u>火災発生時における加工施設の必要な機能を維持するため</u>、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1)必要な要員の配置 (2)要員に対する教育・訓練 (3)必要な資機材の配備 <u>(4)加工施設における火災の発生及び延焼を防止するための可燃物の管理</u></p> <p>2. 各課長は、第94条に定めた標準書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。</p> <p>3. 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、管理総括者、核燃料取扱主任者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。</p>			
<p>第12章 自然災害等発生時の保全活動</p> <p>第1節 自然災害等発生時の保全活動に係る計画、実施、評価及び改善 (自然災害等発生時の保全活動に係る計画及び実施)</p> <p>第95条 管理総括者は、<u>加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう</u>、第97条に記載する事項について、添付1の「火災防護活動及び自然災害等発生時の保全活動に係る体制等の整備」に示す自然災害等発生時の保全活動に関する標準書を定める。</p> <p>2. 管理総括者及び各部課長は、前項に定めた標準書に基づき、第97条の業務を実施する。</p>	<p>I 加工施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 加工施設の一般構造</p> <p>(ト) その他の主要な構造</p> <p>(1) 地震・津波以外の自然現象による外部からの衝撃による損傷防止国内外の基準や文献等に基づき自然現象を検討し、敷地及び敷地周辺の自然環境を基に、加工施設の安全機能に影響を及ぼし得る個々の自然現象として、竜巻、洪水、風(台風)、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災の11事象を抽出した。</p> <p>それらに対する安全設計を以下に示す。</p>	<p>添付書類五 変更後における加工施設の安全設計に関する説明書</p> <p>ト. 地震・津波以外の自然現象に対する安全設計</p> <p>(二) 火山の影響</p> <p>以上より、加工施設は実耐荷重が小さい折板屋根が、層厚約10cmの降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)が建物に堆積した場合にも耐える実力を有するが、建物の健全性維持のため、降下火砕物は降雨及び積雪等により水を吸収し重くなった状態と施設の耐荷重を考慮した上で、加工施設で降灰が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業を開始することとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意する。</p> <p>また、降下火砕物により外気取入口の閉塞等による影響を受ける可能性のある設備については、加工施設への影響を考慮し、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じるものとする。</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>
<p>第2節 自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備 (自然災害等発生時の保全活動に係る体制の整備)</p> <p>第97条 管理総括者は、<u>自然災害等発生時における加工施設の必要な機能を維持するため</u>、自然災害等発生時の体制の整備として、次の措置を講じる。</p> <p>(1)必要な要員の配置 (2)要員に対する教育・訓練 (3)必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課長は、第97条に定めた標準書に基づき、自然災害等発生時において加工施設の<u>必要な機能を維持する</u>ための活動を行う。</p> <p>3. 各課長は、自然災害等の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、管理総括者、核燃料取扱主任者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置を講じる。</p> <p>4. 各課長は、自然災害等に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p>	<p>i. 火山の影響</p> <p>防護対象施設(核燃料物質を内包する建物)は、層厚7cm(密度1.7g/cm³)の水を吸って重くなった状態の降下火砕物による荷重に耐える実耐力を有するが、降下火砕物が加工施設で観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、除去作業等の措置を講じることとし、必要な保護具や資機材をあらかじめ用意する。</p> <p>l. 自然現象の重畳</p> <p>加工施設における自然現象の重畳を検討した。「火山灰」と「積雪」の組合せは火山灰等堆積物の静的負荷を増大させる可能性があることを踏まえ、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除く方針とする。</p>	<p>(六) 自然現象の重畳</p> <p>加工施設において考慮する自然現象の重畳についての検討結果を【別添1-19】に示す。「火山灰」と「積雪」の組合せは「原子力発電所の火山影響評価ガイド」において、火山灰</p>	

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p>第13章 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動</p> <p>第1節 重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る計画、実施、評価及び改善 (重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る計画及び実施)</p> <p>第98条 管理総括者は、加工事業変更許可に記載した安全対策が機能するよう、第100条に記載する事項を定めた重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動に関する標準書を第78条の標準書に含めて定める。</p> <p>2. 管理総括者及び各部課長は、前項に定めた標準書に基づき、第100条の業務を実施する。</p> <p>(重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う体制の整備)</p> <p>第100条 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するため、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の体制の整備に関し、第14章に記載する措置に加え、添付2「重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動に係る体制等の整備」を踏まえ、次の措置を講じる。</p> <p>(1)重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行うために必要な要員を配置する。</p> <p>(2)重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行う要員に対する教育及び訓練を第24条及び第25条に基づき実施する。</p> <p>(3)重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行うために必要な電源その他資機材を備え付ける。</p> <p>(4)前各号に定める措置のほか、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の保全活動を行うために必要な体制を整備する。</p> <p>2. 管理総括者は、重大事故に至るおそれがある事故・大規模損壊発生時の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な次の事項を第78条及び第89条の標準書に定める。</p> <p>(1)重大事故に至るおそれがある事故発生時における臨界事故を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2)重大事故に至るおそれがある事故発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3)大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p>	<p>I 加工施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項</p> <p>ロ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>(イ) 基本方針 設計基準を超える条件として、全交流電源喪失、安全機能を有する施設の多重故障及び計測器類の多重故障により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定して、重大事故の発生を防止するために必要な施設及び体制を整備する。ここで、「重大事故」とは、加工規則第二条の二に定める重大事故を意味する。</p> <p>また、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、それらに対して具体的なかつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な効果が期待できる手順を定める。</p> <p>なお、加工施設においては、重大事故の発生は想定されない。</p> <p>また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊」という。)に対処するため、手順書を整備し、その手順書に従って活動を行うための体制及び資機材を整備する。また、当該の手順書に従って活動を行うために、事故対処に必要な資機材を用いた個別訓練及び総合訓練を定期的実施する。</p> <p>(ハ) 重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な体制等の整備</p> <p>1.事故対処の体制整備 重大事故に至るおそれがある事故の対処として、核燃料物質等の閉じ込め機能喪失の発生及び拡大の防止に必要な措置を講じ、それを的確かつ柔軟に対処するための手順書を整備し、訓練を行うとともに人員を確保する等の必要な体制について、以下のとおり整備する方針とする。なお、「核燃料物質の臨界防止に関する構造」及び「(ロ)発生すると想定される事故の程度及び事故の影響の評価を行うために設定した条件及び評価結果」に示すとおり、加工施設においては、臨界の条件に至らない。</p> <p>2. 手順書の整備 核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の発生を防止するため、以下の事項を含む手順書を整備する。</p> <p>3. 資機材の整備 事故対処のための放射線測定機器、防護用器具、非常用通信機器や、夜間及び全交流電源喪失を想定した機器等の資機材について、活動内容及び事故対</p>	<p>等堆積物の静的負荷を増大させる可能性があるとの指摘を踏まえ、安全機能を損なうことがないよう、余裕をもって堆積物を取り除くこととする。</p> <p>添付書類七 変更後における加工施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書</p> <p>ロ. 重大事故に至るおそれがある事故又は重大事故 (ハ)事故に対処するために必要な体制等の整備</p> <p>1. 事故対処の体制整備 重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制として、下記の事項を考慮した「防災組織」((添七)-第0-5 図)を設置する。実施組織各班の要員は(添七)-第0-6 図に示すように、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合、並びにウラン粉末の漏えい及び火災が重畳した場合にも対処できるように確保する。</p> <p>夜間操業時においても、防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初動対応のために必要な事業所内に常駐する要員を確保する。転換工場の夜間操業時における初動対応要員体制を(添七)-第0-7 図に示す。</p> <p>また、社外組織からの支援として、所在地域の原子力事業者で構成される東海NOAH *1 及び他のウラン加工事業者(原子力災害時の協力協定に基づく*2)の協力体制を活用し、要員の派遣、資機材の提供その他必要な支援を要請することができる体制を構築する。</p> <p>防災組織対策本部の活動拠点として、緊急時対策室(防災ルーム)を設け、実施組織及び支援組織間で情報交換を行うための通信連絡設備、並びに社外への連絡及び通報を行うための機器を設置する。また万一、その緊急時対策室が使用できなくなる場合に備</p>	<p>左記のとおり事業許可に記載があり、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

保安規定変更箇所(条項番号、図表番号のみの変更を除く)	事業許可(本文)	事業許可(添付書類)	説明
<p><u>(4)大規模損壊発生時における核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失の影響を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>(5)大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p>	<p>処に必要な要員数を考慮し、さらには予備の保管場所も考慮した上で必要な数量を整備するとともに、自然災害等の外力による影響に対しても保管場所の健全性を確保し、必要な資機材が使用可能となるよう保管する。</p> <p>4. 要員確保及び訓練</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故に対処するため、以下のとおり教育・訓練を実施する。</p> <p>(二) 大規模損壊への対応</p> <p>大規模損壊が発生した場合に対処するため、以下に示す手順書、体制及び資機材を整備するとともに、教育・訓練を実施する。</p> <p>体制については、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための体制と同様に、防災組織により対応する。また、所在地域の原子力事業者及び他加工事業者からの協力要員の派遣等についても、重大事故に至るおそれがある事故の体制と同様とする。</p>	<p>え、予備の緊急時対策室(代替防災ルーム)も設定する。活動拠点を(添七)-第0-8 図に示す。</p> <p>2. 資機材の整備</p> <p>UF6 漏えいに対処するため必要な資機材、及び火災に対処するため必要な資機材を(添七)-第0-4 表に(資機材の保管場所を(添七)-第0-9 図に)、また資機材の保管場所に対する要件を、事故時の活動拠点の要件と共に(添七)-第0-5 表に示す。なお、UF6 漏えいに対処するために必要な資機材等は、対策活動を行う放射線業務従事者への化学的影響を考慮したものとする。</p> <p>(二)大規模損壊への対応</p> <p>加工施設に大規模損壊及びそれに伴う大規模な火災が発生した場合における事故対処の体制については、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合と同一の「防災組織」((添七)-第0-5 図)とし、予め必要な手順書及び資機材を整備するとともに要員を確保する。</p> <p>手順書及び資機材については、以下の項目を考慮して整備し、当該の手順書に従って活動を行うために、防災組織要員に対し、大規模損壊における加工施設の挙動に関する知識の蓄積を図る教育を定期的(年1 回以上)に行うとともに、事故対処に必要な資機材を用いた消火活動等の個別訓練及防災組織全体で連携した総合訓練を定期的(年1 回以上)に実施する。</p>	